

平成26年3月10日

組 合 員 各 位

北海道歯科医師国民健康保険組合
理事長 富野 晃

保険料の改正および 自家診療に対する給付の廃止について

当組合では、平成24年4月に保険料を改正いたしましたが、その後も組合財政の悪化に歯止めがかからず、現行の保険料水準では再び運営が困難となりました。つきましては、平成26年4月より下記のとおり保険料の見直しおよび自家診療に対する給付を廃止させていただくことと致しましたので、皆様のご理解をお願いいたします。

..... 保険料について

【見直しの理由】

- ・医療費ならびに後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の負担増
- ・特定被保険者(健康保険適用除外により組合に加入している者)の増による国庫補助率の低下
- ・被保険者数の減少に伴う保険料収入の減少

【改正内容】

①所得割賦課限度額の引き上げ(第1種組合員のみ)

第1種組合員に対し賦課する所得割の賦課限度額を現在より5万円引き上げ、年額40万円とします。

②均等割額の引き上げ(後期高齢者支援金を含む)

◎第1種組合員:月額13,400円(1,300円増)

第1種世帯員:月額7,500円(1,300円増) / (ひとり親家庭):月額3,750円(650円増)

◎第2種組合員(勤務歯科医師):月額17,200円(1,300円増)

第2種世帯員:月額6,400円(200円増) / (ひとり親家庭):月額3,200円(100円増)

◎第2種組合員(勤務歯科医師以外):月額14,100円(1,300円増)

第2種世帯員:月額6,400円(200円増) / (ひとり親家庭):月額3,200円(100円増)

③1世帯あたりの年間最高納付額が、現在の75万円から77万円となります。

④介護保険第2号被保険者は、上記に加えて月額3,400円が賦課されます(据置き)。

※裏面に年収・扶養者数別のシミュレーションを掲載しておりますのでご参照ください。

..... 自家診療に対する給付について

【廃止の理由】

- ・上記による保険料値上げ幅を極力少なくするため

【改正内容】

第2種組合員および第2種世帯員に対する自家診療の給付は、平成26年3月末日をもって廃止とします。

これにより、4月以降のすべての被保険者(高齢者組合員本人は除く)に対する自家診療は、給付対象外となります。

なお、改正後においても市町村国保など他の医療保険制度と比較して保険料額は低水準であり、任意給付、保健事業なども充実しておりますので、皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

北海道歯科医師国民健康保険組合

他の医療保険との比較(年額)

(介護保険料は含んでおりません)

●第1種組合員(年間総所得1,000万円の例)

例1) 単身者

北海道歯科国保	340,800	歯科国保との差額
札幌市国保※1	650,000	309,200

例2) 扶養者1名

北海道歯科国保	430,800	歯科国保との差額
札幌市国保※1	650,000	219,200

例3) 扶養者2名

北海道歯科国保	520,800	歯科国保との差額
札幌市国保※1	650,000	129,200

例4) 扶養者3名

北海道歯科国保	610,800	歯科国保との差額
札幌市国保※1	650,000	39,200

●第2種組合員(歯科医師)

例1) 単身者

北海道歯科国保	206,400	歯科国保との差額	
札幌市国保	(給与収入500万)	433,560	227,160
	(給与収入450万)	386,320	179,920

例2) 扶養者1名

北海道歯科国保	283,200	歯科国保との差額	
札幌市国保	(給与収入500万)	455,280	172,080
	(給与収入450万)	408,040	124,840

例3) 扶養者2名

北海道歯科国保	360,000	歯科国保との差額	
札幌市国保	(給与収入500万)	477,000	117,000
	(給与収入450万)	429,760	69,760

例4) 扶養者3名

北海道歯科国保	436,800	歯科国保との差額	
札幌市国保	(給与収入500万)	498,720	61,920
	(給与収入450万)	451,480	14,680

●第2種組合員(歯科医師以外)

例1) 単身者

北海道歯科国保	169,200	歯科国保との差額	
札幌市国保	給与収入400万円の例	339,080	169,880
	給与収入350万円の例	293,020	123,820
	給与収入300万円の例	251,680	82,480
	給与収入250万円の例	210,350	41,150
	給与収入200万円の例	169,010	△ 190

例2) 扶養者1名

北海道歯科国保	246,000	歯科国保との差額	
	(ひとり親家庭)	(207,600)	
札幌市国保	給与収入400万円の例	360,800	114,800
	給与収入350万円の例	314,740	68,740
	給与収入300万円の例	273,400	27,400
	給与収入250万円の例	232,070	△ 13,930
	給与収入200万円の例	190,730	△ 55,270

例3) 扶養者2名

北海道歯科国保	322,800	歯科国保との差額	
	(ひとり親家庭)	(246,000)	
札幌市国保	給与収入400万円の例	382,520	59,720
	給与収入350万円の例	336,460	13,660
	給与収入300万円の例	295,120	△ 27,680
	給与収入250万円の例	253,790	△ 69,010
	給与収入200万円の例	212,450	△ 110,350

例4) 扶養者3名

北海道歯科国保	399,600	歯科国保との差額	
札幌市国保	給与収入400万円の例	404,240	4,640
	給与収入350万円の例	358,180	△ 41,420
	給与収入300万円の例	316,840	△ 82,760
	給与収入250万円の例	275,510	△ 124,090
	給与収入200万円の例	234,170	△ 165,430

【注】札幌市国保は平成25年度保険料率で算出しております。

※1 平成26年度の札幌市国保の最高限度額は、670,000円に引き上げの可能性があります。

●今回の保険料ならびに歯科自家給付見直しの理由等につきましては、国保組合通信5月号で改めてご説明させていただきます。